委員から出された主な意見 (第1回森林・林業基本政策検討委員会)

- 〇森林計画のレビューや経営の委託を推進するため、森林資源情報を公開する制度が不可欠。 森林境界の確定を進めるとともに、そのデータ化が必要。
- ○木材自給率50%の達成と持続可能な森林経営を並立させるようにすることが重要である。適切な施業規制等の内容となるよう、ゼロベースで法律制度のあり方を考えていくべき。
- ○森林計画制度の見直しに当たっては、どのような森林を目指すかの目標設定と、それに向けてどのような事業を進めるべきかの整理が必要であると同時に、シンプル性と実効性の確保が重要。制度の内容としては、これまで森林の育成に重点を置いてきたが、森林資源が利用可能となり、生産や収穫に軸足をおいた制度に移行すべき。
- ○全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画、森林施業計画の関連性が一つの柱になっているが、絵に描いた餅の感がある。都道府県は地域森林計画を作ることとなっているが、本来は森林の整備だけでなく、林業も含めた県全体としての森林・林業の基本計画が必要。国は、地方自治体が将来の姿を自力で展望できるようなアプローチを示して行くべき。
- 〇森林経営の視点や平成の市町村合併等の状況等を踏まえ、現在の158森林計画区について、適正な保続の単位の考え方を再検証することが必要。
- ○森林行政組織についてみると、市町村が機能していないため、計画策定に当たっては、広域的な計画としたり、市町村と都道府県が連携する等の対応が必要。一方、責任の所在の明確化という観点から、行政の最小単位は市町村とするべきである。また、ただフォレスターを配置すれば現場が機能するというものでもなく、体制についての議論も併せて行っていくべき。
- 〇森林施業計画は、経営計画に名称を変えるとともに、一定規模以上の森林を所有する者に 対して経営計画の作成を義務づける等により、森林所有者の責任を明確化することが必要。
- 〇保安林制度については、現代的に機能していない面がある一方で、なお必要な側面もあり、 それらを踏まえた上で他の制度との整合ある制度のために議論が必要。
- 〇一定程度集約化を進める必要があるが、単にヨーロッパをまねるのではなく、適正規模の

ものをネットワーク化していくことが重要であり、経営意欲を失った所有者や不在村所有者の対策、法制度や税制の優遇措置による経営の集中化への対応も必要。

- 〇森林組合については、管理コンサルタント的業務への特化の方向性が強く打ち出されているが、地域の実情には十分留意することが必要。
- 〇伐採届出制度について、事前の届出がなされない事例が多いと言われるが、森林計画制度 を見直すだけで解決できるものではない。地域材の証明制度を導入したことにより、届出 制度の運用が改善された実績もあり、このような仕組みを検討することが必要。
- ○大径木需要の減少から長伐期化すれば森林の財産価値が相対的に落ちるという状況にあり、森林経営上、一定程度は標準伐期齢程度で皆伐を行うことが不可欠。当然ルールは必要だが、競争力を損なわない程度の規制とすることが必要。また、地域の自然的条件による差異も考慮すべきであり、全国一律の規制ではなく、地域の状況に応じたものとすべき。
- 〇スウェーデンでは30年間で自給率を30%増加させるのに林業機械を含めて様々なイノベーションが必要であった。今回の木材自給率を10年間で倍増させる計画について、どのようなイノベーションが必要なのか、長伐期化して太い丸太をどのように利用していくのか、太径材となることによって見込まれる生産性の向上も含めて、具体的に検討していくべき。
- ○木造校舎を含め公共建築物への木材利用が支持されるべきであり、木造建築基準の耐火性 能や防火性能等についてしっかりと見直しをして、公共建築物に木材を利用できるように 対策を講ずるべき。
- 〇生産者がやる気を出すような政策を作ると同時に、消費者が購入を進めるような仕組みを 作るべきであり、出口と入口を一体的に考えるべき。CO2削減の特効薬としてバイオマ ス利用が必要である一方、木材利用はマテリアル利用(建築用材等)を基本に考えるべき。
- 〇国有林のセーフティネットについては、国有林職員は地域との信頼関係を築く前に転勤してしまうため問題はあるが、国有林のスタッフを民間指導にも活用するべき。
- 〇補助金制度は複雑化しており、なるべく簡単にすべき。また、努力して成果を上げた人の 負担が少なくなるような補助金制度とするべき。
- ○委員会の開催頻度を多くしたり、他の検討委員会との連携を図るなど、今後の検討の進め 方について工夫が必要。